

自然科学研究機構分子科学研究所機器センター運営委員会規則

平成24年1月13日
分研規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、自然科学研究機構分子科学研究所機器センター規則（平成19年分研規則第1号）第4条第2項の規定に基づき、分子科学研究所機器センター（以下「センター」という。）の運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二分子科学研究所（以下「研究所」という。）の職員 若干名

三研究所の職員以外の研究者 若干名

2 前項第三号に掲げる委員は、研究所長が委嘱する。

(任期)

第3条 前条第1項第二号、第三号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 運営委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、岡崎統合事務センター国際研究協力課において処理する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。